

エマール経営法律事務所

弁護士報酬基準

令和3年4月5日施行

第1章 総則

第1条（目的）

この報酬基準は、エマール経営法律事務所所属の弁護士が、その職務に関して受ける報酬等に関する基準を示すことを目的とします。

第2条（弁護士報酬の種類）

- 1 弁護士報酬は、法律相談料、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、顧問料及び日当とします。
- 2 前項の用語の意義は、次表のとおりとします。

法律相談料	依頼者に対して行う法律相談（面談による相談のほか、電話・メール・インターネット等による相談を含みます。）の対価をいいます。
書面による鑑定料	依頼者に対して行う書面による法律上の判断又は意見の表明の対価をいいます。
着手金	事件又は法律事務（以下「事件等」という。）の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その結果にかかわらず、受任時に受けるべき委任事務処理の対価をいいます。
報酬金	事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その成功の程度に応じて受ける委任事務処理の対価をいいます。
手数料	原則として一回程度の手続又は委任事務処理で終了する事件等についての委任事務処理の対価をいいます。
顧問料	契約によって継続的に行う一定の法律事務の対価をいいます。
着手金	弁護士が、委任事務処理のために事務所所在地を離れ、その事件等のために拘束されることの対価をいいます。

第3条（弁護士報酬の支払時期）

着手金は、事件等の依頼を受けたときに、報酬金は、事件等の処理が終了したときに、その他の弁護士報酬は、この報酬基準に特に定めのあるときはその規定に従い、特に定めのないときは依頼者との協議により定められたときに、それぞれお支払いいただきます。

第4条（事件等の個数等）

- 1 弁護士報酬は、一件ごとに定めるものとします。この場合、裁判上の事件は審級ごとに、裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって、一件とします。ただし、第3章第1節において、引き続き上訴審を受任したときの報酬金については、特に定めのない限り、最終審の報酬金のみとします。
- 2 裁判外の事件等が裁判上の事件に移行したときは、別件として、新たに弁護士報酬を定めるものとします。

第5条（弁護士の報酬請求権）

- 1 弁護士は、各依頼者に対し、弁護士報酬を請求することができるものとします。
- 2 次の各号の一に該当することにより、受任件数の割合に比して一件あたりの委任事務処理の量が軽減されるときは、弁護士は、第2章ないし第5章及び第7章の規定にかかわらず、弁護士報酬を適正妥当な範囲内で減額することができます。
 - ① 依頼者から複数の事件等を受任し、かつその紛争の実態が共通であるとき。
 - ② 複数の依頼者から同一の機会に同種の事件等につき依頼を受け、委任事務処理の一部が共通であるとき。

第6条（弁護士の説明義務等）

- 1 弁護士は、依頼者に対し、あらかじめ弁護士報酬等について、十分に説明しなければならないものとしします。
- 2 弁護士は、事件等を受任したときは、委任契約書を作成するものとしします。
- 3 前項の委任契約書には、事件等の表示、受任の範囲、弁護士報酬等の額及び支払時期その他の特約事項を記載するものとしします。

第7条（弁護士報酬の減額等）

着手金及び報酬金を受ける事件等につき、依頼の目的を達することについての見通し又は依頼者の経済的事情その他の事由により、着手金を規定どおり受けることが相当でないときは、第3章の規定にかかわらず、依頼者と協議のうえ、着手金を減額して報酬金を増額することができるものとしします。

第8条（弁護士報酬の特則による増額）

依頼を受けた事件等が、特に重大若しくは複雑なとき、審理若しくは処理が著しく長期にわたるとき又は受任後同様の事情が生じた場合において、前条又は第2章ないし第4章の規定によっては弁護士報酬の適正妥当な額が算定できないときは、依頼者と協議のうえ、その額を適正妥当な範囲内で増額することができるものとしします。

第9条（消費税に相当する額）

この報酬基準に定める額は、消費税法に基づき、弁護士の役務に対して課せられる消費税の額に相当する額を含まないものとしします。

第2章 法律相談料等

第10条（法律相談料）

法律相談料は、所要時間にかかわらず、次表のとおりとしします。

法律相談料	事業者（個人事業主を含む）	1回3万円
	事業者以外	1回2万円

第11条（書面による鑑定料）

- 1 書面による鑑定料は、書面作成枚数（A4用紙・片面）に応じて、次表のとおりとしします。

書面による鑑定料	概ね10枚以内	一鑑定事項につき、10～30万円
	10枚を超える場合	一鑑定事項につき、30～50万円

- 2 前項において、事案が特に複雑又は特殊な事情があるときは、弁護士は依頼者と協議のうえ、前項に定める額を超える書面による鑑定料を受けることができます。

第3章 着手金及び報酬金

第1節 民事事件

第12条（民事事件の着手金及び報酬金の算定基準）

本節の着手金及び報酬金については、この報酬基準に特に定めのない限り、着手金は事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額を、それぞれ基準として算定しします。

第13条（経済的利益の算定可能な場合）

前条の経済的利益の額は、この報酬基準に特に定めのない限り次のとおり算定しします。

- ① 金銭債権は、債権総額（利息及び遅延損害金を含む。）
- ② 将来の債権は、債権総額から中間利息を控除した額

- ③ 継続的給付債権は、債権総額の10分の7の額。ただし、期間不定のものは、7年分の額
- ④ 賃料増減請求権は、増減額分の7年分の額
- ⑤ 所有権は、対象たる物の時価相当額
- ⑥ 占有権、地上権、永小作権、賃借権及び使用借権は、対象たる物の時価の2分の1の額。ただし、その権利の時価が対象たる物の時価の2分の1の額を超えるときは、その権利の時価相当額
- ⑦ 建物についての所有権は、建物の時価相当額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額。建物についての占有権、賃借権及び使用借権は、前号の額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額
- ⑧ 地役権は、承役地の時価の2分の1の額
- ⑨ 担保権は、被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額
- ⑩ 不動産についての登記手続請求権は、第⑤号ないし前号に準じた額
- ⑪ 詐害行為取消請求権は、取消請求債権額。ただし、取り消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額
- ⑫ 共有物分割請求権は、対象となる持分の時価の2分の1の額。ただし、分割の対象となる財産の範囲又は持分に争いのある部分については、争いの対象となる財産又は持分の額
- ⑬ 遺産分割請求権は、対象となる相続分の時価相当額。ただし、分割の対象となる財産の範囲及び相続分について争いのない部分については、その相続分の時価相当額の2分の1の額
- ⑭ 遺留分減殺請求権は、対象となる遺留分の時価相当額
- ⑮ 金銭債権についての民事執行事件は、請求債権額。ただし、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、第①号の規定にかかわらず、執行対象物件の時価相当額（担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を考慮した時価相当額）
- ⑯ 土壤汚染関係事件は、求める土壤汚染対策に要する費用の額、もしくは損害額

第14条（経済的利益の算定の特則）

- 1 前条で算定された経済的利益の額が、紛争の実態に比して明らかに大きいときは、経済的利益の額を、紛争の実態に相応するまで、減額することができるものとします。
- 2 前条で算定された経済的利益の額が、次の各号の一に該当するときは、経済的利益の額を、紛争の実態又は依頼者の受ける経済的利益の額に相応するまで、増額することができるものとします。
 - ① 請求の目的が解決すべき紛争の一部であるため、前条で算定された経済的利益の額が紛争の実態に比して明らかに小さいとき。
 - ② 紛争の解決により依頼者の受ける実質的な利益が、前条で算定された経済的利益の額に比して明らかに大きいとき。

第15条（経済的利益の算定不能の場合）

- 1 第13条により経済的利益の額を算定することができないときは、その額を800万円とします。
- 2 弁護士は、依頼者と協議のうえ、前項の額を、事件等の難易、軽重、手数の繁簡及び依頼者の受ける利益等を考慮して、適正妥当な範囲内で増額することができます。

第16条（民事事件の着手金及び報酬金）

- 1 訟事件、非訟事件、家事審判事件、行政審判等事件及び仲裁事件の着手金及び報酬金は、この報酬基準に特に定めのない限り、経済的利益の額を基準として、それぞれ次表のとおり算定します。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の場合	8%	16%
300万円を超え3000万円以下の場合	5% + 9万円	10% + 18万円
3000万円を超え3億円以下の場合	3% + 69万円	6% + 138万円

3億円を超える場合	2% + 369万円	4% + 738万円
-----------	------------	------------

- 前項の着手金及び報酬金は、事件の内容により、30%の範囲内で増額することができます。
- 民事事件につき、引き続き上訴事件を受任するときは、前2項の規定にかかわらず、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができます。
- 前3項の規定にかかわらず、着手金の最低額は、15万円とします。

第17条（調停事件及び示談交渉事件）

- 調停事件及び示談交渉（裁判外の和解交渉をいう。以下同じ。）事件の着手金及び報酬金は、この報酬基準に特に定めのない限り、それぞれ前条第1項及び第2項又は第20条第1項及び第2項の各規定を準用します。ただし、それぞれの規定により算定された額の3分の2に減額することができるものとします。
- 示談交渉事件から引き続き調停事件を受任するときの着手金は、この報酬基準に特に定めのない限り、前条第1項及び第2項又は第20条第1項及び第2項の各規定により算定された額の2分の1の額とします。
- 示談交渉事件又は調停事件から引き続き訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、この報酬基準に特に定めのない限り、前条第1項及び第2項又は第20条第1項及び第2項の各規定により算定された額の2分の1の額とします。

第18条（契約締結交渉）

- 示談交渉事件を除く契約締結交渉の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定します。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の場合	2%	4%
300万円を超え3000万円以下の場合	1% + 3万円	2% + 6万円
3000万円を超え3億円以下の場合	0.5% + 18万円	1% + 36万円
3億円を超える場合	0.3% + 78万円	0.6% + 156万円

- 前項の着手金及び報酬金は、事案の内容により、30%の範囲内で増額することができるものとします。
- 前2項の着手金は、10万円を最低額とします。

第19条（督促手続事件）

- 督促手続事件の着手金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定します。

経済的利益の額	着手金
300万円以下の場合	2%
300万円を超え3000万円以下の場合	1% + 3万円
3000万円を超え3億円以下の場合	0.5% + 18万円
3億円を超える場合	0.3% + 78万円

- 前項の着手金は、事件の内容により、30%の範囲内で増額することができるものとします。
- 前2項の着手金は、10万円を最低額とします。
- 督促手続事件が訴訟に移行したときの着手金は、第16条又は第20条の規定により算定された額と前3項の規定により算定された額との差額とします。
- 督促手続事件の報酬金は、第16条又は第20条の規定により算定された額の2分の1の額とします。ただし、依頼者が金銭等の具体的な回収をしたときでなければ、これを請求しません。
- 前項ただし書の目的を達するため、民事執行事件を受任するときは、第1項ないし前項の着手金又は報酬金とは別に、民事執行事件の着手金として第16条の規定により算定された額の3分の1の額を、報酬金として同条の規定により算定された額の4分の1の額を定めるものとします。

第20条（手形、小切手訴訟事件）

- 1 手形、小切手訴訟事件の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定します。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の場合	4%	8%
300万円を超え3000万円以下の場合	2.5%+4.5万円	5%+9万円
3000万円を超え3億円以下の場合	1.5%+34.5万円	3%+69万円
3億円を超える場合	1%+184.5万円	2%+369万円

- 2 前項の着手金及び報酬金は、事件の内容により、30%の範囲内で増額することができるものとします。
- 3 前2項の着手金は、5万円を最低額とします。
- 4 手形、小切手訴訟事件が通常訴訟に移行したときの着手金は、第16条の規定により算定された額と前3項の規定により算定された額との差額とし、その報酬金は、第16条の規定を準用します。

第21条（離婚事件）

- 1 離婚事件の着手金及び報酬金は、次表のとおりとします。ただし、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができるものとします。

離婚事件の内容	着手金及び報酬金
離婚調停事件又は離婚交渉事件	それぞれ20万円以上50万円以下
離婚訴訟事件	それぞれ30万円以上60万円以下

- 2 離婚交渉事件から引き続き離婚調停事件を受任する際の着手金は、前項の規定による離婚調停事件の着手金の額の2分の1とします。
- 3 離婚調停事件から引き続き離婚訴訟事件を受任する際の着手金は、第1項の規定による離婚訴訟事件の着手金の額の2分の1の額とします。
- 4 前3項において、財産分与、慰謝料など財産給付を伴うときは、財産給付の実質的な経済的利益の額を基準として、第16条又は第17条の規定により算定された着手金及び報酬金の額以下の適正妥当な額を加算して請求するものとします。
- 5 前4項の規定にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議のうえ、離婚事件の着手金及び報酬金の額を、事件の内容により、適正妥当な範囲内で増額することができます。

第22条（境界に関する事件）

- 1 境界確定訴訟、境界確定を含む所有権に関する訴訟その他境界に関する訴訟の着手金及び報酬金は、次表のとおりとします。ただし、引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができるものとします。

着手金及び報酬金	それぞれ30万円以上60万円以下
----------	------------------

- 2 前項の着手金及び報酬金は、第16条の規定により算定された着手金及び報酬金の額が前項の額を上回るときは、同条の規定によるものとします。
- 3 境界に関する調停事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、第1項の規定による額又は前項の規定により算定された額の、それぞれ3分の2に減額することができるものとします。
- 4 境界に関する示談交渉事件から引き続き調停事件を受任する際の着手金は、第1項の規定による額又は第2項の規定により算定された額のそれぞれ2分の1の額とします。
- 5 境界に関する調停事件又は示談交渉事件から引き続き訴訟事件を受任する際の着手金は、第1項の規定による額又は第2項の規定により算定された額の、それぞれ2分の1の額とします。
- 6 前5項の規定にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議のうえ、境界に関する事件の着手金及び報酬

金の額を、事件の内容により、適正妥当な範囲内で増額することができるものとします。

第23条（借地非訟事件）

- 1 借地非訟事件の着手金は、借地権の額を基準として、次表のとおりとします。ただし、引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができるものとします。

借地権の額	着手金
5000万円以下の場合	20万円以上50万円以下
5000万円を超える場合	前段の額に5000万円を超える部分の0.5%を加算した額

- 2 借地非訟事件の報酬金は、次のとおりとします。ただし、弁護士は、依頼者と協議のうえ、報酬金の額を、事件の内容により、適正妥当な範囲内で増額することができるものとします。

- ① 申立人については、申立が認められたときは借地権の額の2分の1を、相手方の介入権が認められたときは財産上の給付額の2分の1を、それぞれ経済的利益の額として、第16条の規定により算定された額
- ② 相手方については、その申立が却下されたとき又は介入権が認められたときは、借地権の額の2分の1を、賃料の増額又は財産上の給付が認められたときは、賃料増額分の7年分又は財産上の給付額をそれぞれ経済的利益として、第16条の規定により算定された額
- 3 借地非訟に関する調停事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、第1項の規定による額又は前項の規定により算定された額の、それぞれ3分の2に減額することができるものとします。
- 4 借地非訟に関する示談交渉事件から引き続き調停事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1の額とします。
- 5 借地非訟に関する調停事件又は示談交渉事件から引き続き借地非訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1の額とします。

第24条（保全命令申立事件等）

- 1 仮差押及び仮処分各命令申立事件（以下「保全命令申立事件」という。）の着手金は、第16条の規定により算定された額の2分の1の額とします。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の3分の2の額とします。
- 2 前項の事件が重大又は複雑であるときは、第16条の規定により算定された額の4分の1の額を報酬金として受けることができるものとします。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の3分の1の報酬金を受けることができるものとします。
- 3 第1項の手続のみにより本案の目的を達したときは、前項の規定にかかわらず、第16条の規定に準じて報酬金を受けることができるものとします。
- 4 保全執行事件は、その執行が重大又は複雑なときに限り、保全命令申立事件とは別に着手金及び報酬金を受けることができるものとし、その額については、次条第1項及び第2項の規定を準用します。
- 5 第1項の着手金及び第2項の報酬金並びに前項の着手金及び報酬金は、本案事件と併せて受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができるものとします。
- 6 保全命令申立事件及び保全執行事件の着手金は、10万円を最低額とします。

第25条（民事執行事件等）

- 1 民事執行事件の着手金は、第16条の規定により算定された額の2分の1の額とします。
- 2 民事執行事件の報酬金は、第16条の規定により算定された額の4分の1の額とします。
- 3 民事執行事件の着手金及び報酬金は、本案事件を引き続き受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができるものとします。ただし、着手金は第16条の規定により算定された額の3分の1の額とします。

- 4 執行停止事件の着手金は、第16条の規定により算定された額の2分の1の額とします。ただし、本案事件を引き続き受任するときは、同条の規定により算定された額の3分の1の額とします。
- 5 前項の事件が重大又は複雑なときは、第16条の規定により算定された額の4分の1の額を報酬金として受けることができるものとします。
- 6 民事執行事件及び執行停止事件の着手金は、5万円を最低額とします。

第26条（倒産整理事件）

- 1 破産、会社整理、特別清算及び会社更生の各事件の着手金は、資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに委任事務処理の量に応じて定め、それぞれ次の額とします。ただし、これらの事件に関する保全事件の弁護士報酬は、着手金に含まれるものとします。
 - ① 事業者の自己破産事件 60万円以上
 - ② 非事業者の自己破産事件 30万円以上
 - ③ 自己破産以外の破産事件 50万円以上
 - ④ 会社整理事件 100万円以上
 - ⑤ 特別清算事件 100万円以上
 - ⑥ 会社更生事件 200万円以上
- 2 前項第①号及び第②号の事件は、依頼者の免責が確定したときに限り、受領した着手金の額を限度として、報酬金を受けることができるものとします。
- 3 第1項第③号ないし第⑥号の各事件の報酬金は、第16条の規定を準用するものとします。この場合の経済的利益の額は、配当額、配当資産、免除債権額、延払いによる利益及び企業継続による利益等を考慮して算定するものとします。
- 4 自己破産申立事件を受けないで免責申立事件（免責異議申立事件を含む。）のみを受任した場合の着手金については、第1項第②号の規定により算定された額の2分の1の額とします。この場合の報酬金については前項の規定を準用します。

第27条（民事再生事件）

- 1 民事再生事件の着手金は、資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに委任事務処理の量に応じて定め、それぞれ次の各号に掲げる額とします。ただし、民事再生事件に関する保全の弁護士報酬は、着手金に含まれるものとします。
 - ①事業者の民事再生事件 100万円以上
 - ②非事業者の民事再生事件 50万円以上
 - ③小規模個人再生及び給与所得者等再生事件 40万円以上
- 2 民事再生事件の報酬金は、依頼者が民事再生計画認可決定を受けたときに限り、受けることができるものとします。
- 3 第16条の規定は、前項の報酬金の決定について準用します。
- 4 第2項の報酬金の決定に際し基準となる経済的利益の額は、弁済額、免除債権額、延払いによる利益及び企業継続による利益等を考慮して算定するものとします。ただし、次項の弁護士報酬を既に受領しているときは、これを考慮するものとします。
- 5 弁護士は、依頼者が再生手続開始決定を受けた後民事再生手続が終了するまでの委任事務処理の対価として、依頼者との協議により、毎月相当額の弁護士報酬を受けられるものとします。
- 6 前項の弁護士報酬の算定にあたっては、委任事務処理の量、着手金及び既に第2項の報酬金を受領している場合には当該報酬金の額を考慮するものとします。
- 7 民事再生法第235条に基づく免責申立事件（免責異議申立事件を含む。）の着手金は、第1項第③号の規定により算定された額の2分の1の額とします。この場合の報酬金は、前項の規定を準用します。

第28条（任意整理事件）

1 任意整理事件（第26条第1項又は前条第1項に該当しない債務整理事件をいう。）の着手金は、資本金、資産及び負債の額並びに関係人の数等事件の規模に応じて定め、それぞれ次の額とします。

- ① 事業者の任意整理事件 50万円以上
- ② 非事業者の任意整理事件 20万円以上

2 前項の事件が清算により終了したときの報酬金は、債務の弁済に供すべき金員又は代物弁済に供すべき資産の価額（以下「配当源資額」という。）を基準として、次の各号の表のとおり算定します。

- ① 債権取立、資産売却等により集めた配当源資額につき

500万円以下の場合	15%
500万円を超え1000万円以下の場合	10%+25万円
1000万円を超え5000万円以下の場合	8%+45万円
5000万円を超え1億円以下の場合	6%+145万円
1億円を超える場合	5%+245万円

- ② 依頼者及び依頼者に準ずる者から任意提供を受けた配当源資額につき

5000万円以下の場合	3%
5000万円を超え1億円以下の場合	2%+50万円
1億円を超える場合	1%+150万円

3 第1項の事件が、債務の減免、履行期限の猶予又は企業継続等により終了したときの報酬金は、第26条第3項の規定を準用します。

4 第1項の事件の処理について、裁判上の手続を要したときは、前2項に定めるほか、本節の規定により算定された報酬金を受けることができるものとします。

第29条（行政上の不服申立事件）

1 行政上の異議申立、審査請求、再審査請求その他の不服申立事件の着手金は、第16条の規定により算定された額の3分の2の額とし、報酬金は、同条の規定により算定された額の2分の1の額とします。ただし、審尋又は口頭審理等を経たときは、同条の規定を準用します。

2 前項の着手金は、5万円を最低額とします。

第29条の2（土壌汚染関係事件）

土壌汚染に関連する公害等審査会及び公害等調整委員会等に対する調停等の申し立て事件の着手金及び報酬金は、第16条の規定により算定された額を基準とします。但し、汚染の規模・被害の状況等に照らして、適正妥当の範囲において、増額・減額できるものとします。

第2節 刑事事件

第30条（刑事事件の着手金）

1 刑事事件の着手金は、次表のとおりとします。

刑事事件の内容	着手金
起訴前及び起訴後（第一審及び上訴審をいいます。以下同じ。）の事案簡明な事件	30万円以上50万円以下
起訴前及び起訴後の前段以外の事件及び再審事件	30万円以上
再審請求事件	30万円以上

2 前項の事案簡明な事件とは、特段の事件の複雑さ、困難さ又は繁雑さが予想されず、委任事務処理に特段の労力又は時間を要しないと見込まれる事件であって、起訴前については事実関係に争いがないう情状事件、起訴後については公判終結までの公判開廷数が2ないし3開廷程度と見込まれる情状事

件（上告事件を除く。）、上告審は事実関係に争いが無い情状事件をいうものとします。

第31条（刑事事件の報酬金）

1 刑事事件の報酬金は、次表のとおりとします。

刑事事件の内容		結果	報酬金
事案簡明な事件	起訴前	不起訴	30万円以上50万円以下
		求略式命令	前段の額を超えない額
	起訴後	刑の執行猶予	30万円以上50万円以下
		求刑された刑が軽減された場合	前段の額を超えない額
前段以外の刑事事件	起訴前	不起訴	30万円以上
		求略式命令	30万円以上
	起訴後 (再審事件を含む。)	無罪	50万円以上
		刑の執行猶予	30万円以上
		求刑された刑が軽減された場合	軽減の程度による相当な額
検察官上訴が棄却された場合	30万円以上		

2 前項の事案簡明な事件とは、前条の事案簡明な事件と見込まれ、かつ結果において予想された委任事務処理の量で結論を得た事件をいうものとします。

第32条（刑事事件につき引き続き受任した場合等）

1 起訴前に受任した事件が起訴（求略式命令を除きます。）され、引き続いて起訴後の事件を受任するときは、第30条に定める着手金を受けることができるものとします。ただし、事案簡明な事件については、起訴前の事件の着手金の2分の1の額とします。

2 刑事事件につき引き続き上訴事件を受任するときは、前2条の規定にかかわらず、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができるものとします。

3 追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して一件当たりの委任事務処理の量が軽減されるときは、追加受任する事件につき、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができるものとします。

第33条（検察官の上訴取下げ等）

検察官の上訴の取下げ又は免訴、公訴棄却、刑の免除、破棄差戻若しくは破棄移送の言渡しがあったときの報酬金は、それまでに弁護人が費やした時間及び委任事務処理の量を考慮したうえ、第31条の規定を準用します。

第34条（保釈等）

保釈、勾留の執行停止、抗告、即時抗告、準抗告、特別抗告、勾留理由開示等の申立事件の着手金及び報酬金は、依頼者との協議により、被疑事件又は被告事件の着手金及び報酬金とは別に、相当な額を受けることができるものとします。

第35条（告訴、告発等）

告訴、告発、検察審査の申立、仮釈放、仮出獄、恩赦等の手続の着手金は、一件につき20万円以上とし、報酬金は、依頼者との協議により受けることができるものとします。

第3節 少年事件

第36条（少年事件の着手金及び報酬金）

1 少年事件（家庭裁判所送致前の少年の被疑事件を含む。以下同じ。）の着手金は、次表のとおりと

します。

少年事件の内容	着手金
身柄が拘束されている事件	30万円
身柄が拘束されていない事件	20万円
抗告、再抗告及び保護取消事件	20万円

2 少年事件の報酬金は、次表のとおりとします。

少年事件の結果	報酬金
非行事実なしに基づく審判不開始又は不処分	40万円以上
身柄事件で非行事実認定に基づく審判不開始、不処分又は保護観察	30万円
在宅事件で非行事実認定に基づく審判不開始、不処分又は保護観察	20万円

3 着手金及び報酬金の算定につき、非行事実には争いがあったり、少年の環境調整に著しく手数を要したり、家裁送致以前の手続に特段の手数を要したり、試験観察に付されたなどの事情を考慮し、依頼者との協議により、前2項の着手金及び報酬金を適正妥当な範囲で増額することができるものとし、少年の環境調整に格段の手数を要しないなど、着手金及び報酬金を減額することが相当な事情があるときは、依頼者との協議により、前2項の着手金及び報酬金を適正妥当な範囲で減額することができるものとし、

4 第2項に定める場合以外においても、報酬金を受領することが相当とする結果が得られたときは、依頼者との協議により、第2項及び前項前段に準じた報酬額を受領することができるものとし、

第37条（少年事件につき引き続き受任した場合）

- 1 家庭裁判所送致前に受任した少年事件は、第4条の規定にかかわらず、家庭裁判所に送致されても一件の事件とみなすものとし、
- 2 少年事件につき、引き続き抗告審等を受任するときは、前条にかかわらず、抗告審等の着手金及び報酬金を、適正妥当な範囲内で減額することができるものとし、
- 3 送致された事件が複数である場合及び事件が追加して送致され併合された場合の着手金及び報酬金の算定については、一件の少年事件として扱うものとし、ただし、追加送致された事件により、少年の環境調整などのために著しく委理事務処理の量を増加させるときには、追加受任する事件につき、依頼者との協議により適正妥当な着手金を受領することができるものとし、
- 4 少年事件が刑事処分相当として家庭裁判所から検察官に送致されたときの刑事事件の着手金及び報酬金は、本章第2節の規定による。ただし、引き続き刑事事件を受任するときの着手金は、その送致前の委理事務処理の量を考慮して、受領済みの少年事件の着手金の額の範囲内で減額することができるものとし、

第4章 手数料

第38条（手数料）

手数料は、この報酬基準に特に定めのない限り、事件等の対象の経済的利益の額を基準として、次の各号の表のとおりとする。なお、経済的利益の額の算定については、第13条ないし第15条の規定を準用します。

①裁判上の手数料

手数料の項目	分類	手数料額
証拠保全（本案事件を併せて受任したときでも本案事件の着手金と別に受けるこ	基本	20万円に第16条第1項の着手金の規定により算定された額の10%を加算した額
	特に複雑又は	弁護士と依頼者との協議により定める額

とができる)	特殊な事情がある場合	
即決和解（本手数料を受けたときは、契約書その他の文書を作成しても、その手数料を別に請求することができない。）	示談交渉を要しない場合	経済的な利益の額が 300万円以下の場合 10万円 300万円を超え3000万円以下の場合 1%+7万円 3000万円を超え3億円以下の場合 0.5%+22万円 3億円以上の場合 0.3%+82万円
	示談交渉を要する場合	示談交渉事件として、第17条又は第21条ないし第23条の各規定により算定された額
公示催告		即決和解の示談交渉を要しない場合と同額
倒産整理事件の債権届出	基本	5万円から10万円の範囲内の額
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者の協議により定める額
簡易な家事審判（家事審判法第9条第1項甲類に属する家事審判事件で事案簡明なもの）		10万円から20万円の範囲内の額

②裁判外の手数料

手数料の項目	分類	手数料額
法律関係調査（事実関係調査を含む）	基本	5万円から20万円の範囲内の額
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定まる額
契約書類及びこれに準ずる書類の作成	定型	(1)経済的利益の額が1000万円未満のもの …5万円から10万円の範囲内の額 (2)経済的利益の額が1000万円以上1億円未満のもの 10万円から30万円の範囲内の額 (3)経済的利益の額が1億円以上のもの 30万円以上
	非定型	基本 経済的な利益の額が 300万円以下の場合 10万円 300万円を超え3000万円以下の場合 1%+7万円 3000万円を超え3億円以下の場合 0.3%+28万円 3億円を超える場合 0.1%+88万円
		特に複雑又は特殊な事情がある場合 弁護士と依頼者との協議により定める額
	公正証書にす	上記の手数料に3万円を加算する。

	る場合	
内容証明郵便作成	弁護士名の表示なし	基本 1万円から3万円の範囲内の額 特に複雑又は特殊な事情がある場合 弁護士と依頼者との協議により定める額
	弁護士名の表示あり	基本 3万円から5万円の範囲内の額 特に複雑又は特殊な事情がある場合 弁護士と依頼者との協議により定める額
遺言書作成	定型	10万円から20万円の範囲内の額
	非定型	基本 経済的な利益の額が 300万円以下の場合 20万円 300万円を超え3000万円以下の場合 1%+17万円 3000万円を超え3億円以下の場合 0.3%+38万円 3億円を超える場合 0.1%+98万円 特に複雑又は特殊な事情がある場合 弁護士と依頼者との協議により定める額
	公正証書にする場合	上記の手数料に3万円を加算する。
遺言執行	基本	経済的な利益の額が 300万円以下の場合 30万円 300万円を超え3000万円以下の場合 2%+24万円 3000万円を超え3億円以下の場合 1%+54万円 3億円を超える場合 0.5%+204万円
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と受遺者との協議により定める額
	遺言執行裁判手続を要する場合	遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する弁護士報酬を請求できる。

会社設立等	設立・増減 資・合併・ 分割・組織 変更・通常 精算	資本額若しくは総資産額のうち高い額又は増減資額が 1000万円以下の場合 4% 1000万円を超え2000万円以下の場合 3%+10万円 2000万円を超え 1億円以下の場合 2%+30万円 1億円を超え2億円以下の場合 1%+130万円 2億円を超え20億円以下の場合 0.5%+230万円 20億円を超える場合 0.3%+630万円 ※最低額は合併又は分割については200万円、通常精算 については100万円、その他の手続については10万円とする。
会社設立等以外の登記等	申請手続	1件5万円 ※事案によっては増減できる。
	交付手続	登記簿謄抄本、戸籍謄抄本、住民票等の交付手続は、1通につき1000円
株主総会等指導	基本	30万円以上
	総会準備も 指導する場合	50万円以上
現物出資等証明（商法第173条第3項等 及び有限会社法第12条の2第3項等に 基づく証明）		1件30万円 ※出資等にかかる不動産価格及び調査の難易、繁簡等を 考慮して増減額できる。
簡易な自賠責請求（自動車損害賠償責任保 険に基づく被害者による簡易な損害賠償請 求）		給付金額が 150万円以下の場合 3万円 150万円を超える場合 給付金額の2% ※損害賠償請求権の存否又はその額に争いがある場合に は増減額できる。
任意後見及び財産管理・身 上監護	(1) 契約の締結に先立って、依頼者の事理弁識能力の有無、程度及び財産 状況その他（依頼者の財産管理又は身上監護にあたって）把握すべき事 情等を調査する場合の手数料 …1を準用する。 (2) 契約締結後、委任事務処理を開始した場合の弁護士報酬 イ 日常生活を営むのに必要な基本的事務の処理を行う場合 …月額5000円から5万円の範囲内 ロ 上記に加えて、収益不動産の管理その他の継続的な事務の処理を行 う場合 …月額3万円から5万円の範囲内 ただし、不動産の処理等日常的若しくは継続的委任事務処理に 該当しない事務処理を要した場合又は委任事務処理のために裁判 手続等を要した場合は、月額で定める弁護士報酬とは別にこの規	

	<p>定により算定された報酬を受けとることができる。</p> <p>(3) 契約締結後、その効力が生じるまでの間、依頼者の事理弁識能力を確認するなどのために訪問して面談する場合の手数料 … 1回あたり5000円から3万円の範囲内</p>
--	--

第5章 時間制

第39条（時間制）

- 1 依頼者との協議により、受任する事件等に関し、第2章ないし第4章及び第7章の規定にかかわらず、1時間当たりの適正妥当な委任事務処理単価にその処理に要した時間（移動に要する時間を含む。）を乗じた額を、弁護士報酬として受けることができるものとします。
- 2 前項の単価は、1時間ごとに2万円以上とします。
- 3 具体的な単価の算定にあたり、事案の困難性、重大性、特殊性、新規性及び弁護士の熟練度等を考慮するものとします。
- 4 時間制により弁護士報酬を受けるときは、あらかじめ依頼者から相当額を預かることができるものとします。

第6章 顧問料

第40条（顧問料）

- 1 顧問料は、次表のとおりとします。ただし、事業者については、事業の規模及び内容等を考慮して、その額を減額することができるものとします。

事業者	上場企業	月額10万円以上
	非上場企業	月額5万円以上
	小規模事業者又は個人事業主	月額3万円以上
非事業者		年額6万円（月額5000円）以上

- 2 顧問契約に基づく弁護士業務の内容は、依頼者との協議により特に定めのある場合を除き、一般的な法律相談とします。
- 3 簡易な法律関係調査、簡易な契約書その他の書類の作成、簡易な書面鑑定、契約立会、従業員の法律相談、株主総会の指導又は立会、講演などの業務の内容並びに交通費及び通信費などの実費の支払等につき、依頼者と協議のうえ、顧問契約の内容を決定するものとします。

第7章 日当

第41条（日当）

- 1 日当は、次表のとおりとします。

半日（2時間を超え4時間まで）	3万円以上5万円以下
一日（4時間を超える場合）	5万円以上10万円以下

- 2 前項にかかわらず、依頼者と協議のうえ、前項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができるものとします。
- 3 概算により、あらかじめ依頼者から日当を預かることができるものとします。

第 8 章 実費等

第 4 2 条 (実費等の負担)

- 1 弁護士は、依頼者に対し、弁護士報酬とは別に、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通通信費、宿泊料、保証金、保管金、供託金その他委任事務処理に要する実費等の負担を求めることができるものとします。
- 2 概算により、あらかじめ依頼者から実費等を預かることができるものとします。

第 4 3 条 (交通機関の利用)

弁護士は、出張のための交通機関については、最高運賃の等級を利用することができるものとします。

第 9 章 委任契約の清算

第 4 4 条 (委任契約の中途終了)

- 1 委任契約に基づく事件等の処理が、解任、辞任又は委任事務の継続不能により、途中で終了したときは、弁護士は、依頼者と協議のうえ、委任事務処理の程度に応じて、受領済みの弁護士報酬の全部若しくは一部を返還し、又は弁護士報酬の全部若しくは一部を請求するものとします。
- 2 前項において、委任契約の終了につき、弁護士のみには重大な責任があるときは、弁護士は受領済みの弁護士報酬の全部を返還しなければならない。ただし、弁護士が既に委任事務の重要な部分の処理を終了しているときは、弁護士は、依頼者と協議のうえ、その全部又は一部を返還しないことができるものとします。
- 3 第 1 項において、委任契約の終了につき、弁護士に責任がないにもかかわらず、依頼者が弁護士の同意なく委任事務を終了させたとき、依頼者が故意又は重大な過失により委任事務処理を不能にしたとき、その他依頼者に重大な責任があるときは、弁護士は、その委任事務が成功したものとみなして弁護士報酬の全部を請求することができる。ただし、弁護士が委任事務の重要な部分の処理を終了していないときは、その全部については請求することができないものとします。

第 4 5 条 (事件等処理の中止等)

- 1 依頼者が着手金、手数料又は委任事務処理に要する実費等の支払いを遅滞したときは、弁護士は、事件等に着手せず又はその処理を中止することができるものとします。
- 2 前項の場合には、弁護士は、あらかじめ依頼者にその旨を通知しなければならないものとします。

第 4 6 条 (弁護士報酬の相殺等)

- 1 依頼者が弁護士報酬又は立替実費等を支払わないときは、弁護士は、依頼者に対する金銭債務と相殺し又は事件等に関して保管中の書類その他のものを依頼者に引き渡さないでおくことができるものとします。
- 2 前項の場合には、弁護士は、速やかに、依頼者にその旨を通知しなければならないものとします。